

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500109号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600010号

第1 結論

- 1 訂正請求記録の対象者のA社における平成26年12月30日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生

- 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月
② 平成25年12月
③ 平成26年12月
④ 平成27年8月
⑤ 平成27年12月
⑥ 平成28年12月
⑦ 平成29年8月

私と一緒にA社に勤務していた夫の年金記録のうち請求期間①から⑦までについて、同社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、請求者は、A社において社会保険事務、給与計算事務及び経理事務を自身が担当していたと述べており、同社が加入するB健康保険組合(以下「健保組合」という。)を提出先とする健康保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の写しを提出しているところ、賞与支払届の写しにおいて、同社は平成26年12月30日に請求者及び訂正請求記録の対象者を含む31人に対し賞与を支払い、訂正請求記録の対象者の賞与額は10万円であったことが記入されている。

また、上記賞与支払届の写しには、請求者及び訂正請求記録の対象者のほかに同僚29人に

対する賞与支払額が記入されているところ、このうち4人が請求期間③に係る賞与支払明細書を所持していることが確認でき、当該4人はいずれも、平成26年12月30日に上述の賞与支払届の写しに記入された賞与額の支払を受け、各賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることを踏まえると、訂正請求記録の対象者については、平成26年12月30日に当該事業所から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、オンライン記録と同様に、健保組合において請求期間③に係る標準賞与額は記録されていない上、同組合は、賞与支払届の写しに受付印がなく、請求期間③に係る賞与支払届は提出されていない旨回答していることから、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に当該事業所から賞与の支払を受けていたことはいかなるものも、請求者は、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支払明細書等の資料を所持しておらず、賞与は現金手渡しによる支給であった旨述べている上、当該事業所の事業主は、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、健保組合において、オンライン記録と同様に、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額は記録されていない。

このほかに、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600028号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2600004号

第1 結論

平成15年*月から平成17年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年*月から平成17年6月まで
20歳になった平成15年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を郵便局又は銀行で毎月納付していた。
しかし、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む平成15年*月から平成18年7月までの国民年金保険料を各月の納付期限(翌月の末日)までに納付していたと思う旨陳述しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間に係る保険料を納付した記録はなく、請求期間後の保険料に係る収納年月日は、平成17年7月分は平成19年8月21日、平成17年8月分は平成19年9月20日、平成17年9月分から平成18年2月分までは平成19年10月19日、平成18年3月分から同年7月分までは平成19年12月20日であることが確認でき、いずれも納付期限から1年以上経過した時期に納付していることから請求者の陳述と符合しない上、請求者が国民年金保険料を初めて納付した平成19年8月時点では、請求期間である平成17年6月分以前の国民年金保険料は、納付期限から2年を経過しているため時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を郵便局又は銀行で納付したとしているが、郵便局については、国民年金保険料の納付に関する資料の保管期限が10年であること、及び銀行については、請求者が具体的な名称等を記憶していないことから、請求者の請求期間に係る同保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求者のオンライン記録によると、国民年金保険料の納付記録が取り消された等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間に係る保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500110号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600011号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月
② 平成25年12月
③ 平成26年12月

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受けていたことはうかがえるものの、請求者は、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支払明細書等の資料を所持しておらず、賞与は現金手渡しによる支給であった旨述べている上、当該事業所の事業主は、請求期間①及び②当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間①及び②の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、当該事業所が加入するB健康保険組合(以下「健保組合」という。)において、オンライン記録と同様に、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は記録されていない。

このほかに、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間③について、請求者は、健保組合を提出先とする健康保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の写しを提出しており、同賞与支払届の写しにおいて、当該事業所は平成26年12月30日に請求者を含む31人に対し賞与を支払い、請求者の賞与額は15万円

であったことが記入されている。

また、請求者は、請求期間①、②及び③当時は、健保組合に届出書を提出すると、同組合が年金事務所に届出を行ってくれていた旨述べている。

これらの内容について、健保組合は、平成 29 年 1 月 5 日以前は、各事業所から提出された複写式の届出書を年金事務所に発送していた旨回答しているものの、健保組合において請求期間③に係る標準賞与額は記録されていない上、上述の請求期間③に係る賞与支払届の写しについては、健保組合の受付印がなく、同組合には提出されていない旨回答している。

一方、上述の請求期間③に係る賞与支払届の写しには、請求者のほかに同僚 30 人に対する賞与支払額が記入されているところ、このうち 4 人が請求期間③に係る賞与支払明細書を所持していることが確認でき、当該 4 人はいずれも、平成 26 年 12 月 30 日に上述の賞与支払届の写しに記入された賞与額の支払を受け、各賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることを踏まえると、請求者については、平成 26 年 12 月 30 日に当該事業所から 15 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から 15 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、平成 5 年に当該事業所に入社し、入社から 2 か月後くらいから令和 5 年 3 月に退職するまで、社会保険事務、給与計算事務及び経理事務の全てを自ら担当していたと述べている。

また、当該事業所の事業主は、社会保険事務、給与計算事務及び経理事務について、請求者を責任者として任せており、関係資料の保管についても全て請求者が行っていたと述べている。

さらに、請求期間①、②及び③当時の複数の取締役、当該事業所が業務委託している税理士及び当厚生局からの照会に対する回答が得られた同僚のうち 17 人は、請求者が社会保険事務、給与計算事務及び経理事務の担当者かつ責任者であったと回答しており、このうち複数の者が、請求者は請求期間①、②及び③に係る届出が行われていないこと及び適正な保険料を納付していないことを知っていたと考えられる、もしくは知り得ないはずがないと回答している。

加えて、請求者は、当該事業所が毎年 8 月及び 12 月に賞与を支給しており、賞与を支給しなかったことはないと述べており、複数の同僚も同様の回答をしているが、オンライン記録によると、請求期間①の平成 24 年 12 月以後、請求者が当該事業所を退職した令和 5 年 3 月までの毎年 8 月及び 12 月に支払われたと考えられる合計 21 回の賞与のうち、請求期間①、②及び③を含む 14 回の賞与について、当該事業所から届出が行われた形跡がなく、令和 3 年及び令和 4 年の 8 月及び 12 月に係る 4 回の賞与については、請求者が退職した後に遡及して届出が行われたことが確認でき、請求期間①、②及び③以後も長期間にわたり賞与に係る届出が行われていない状況が認められる。

これらのことから、請求者は、前述のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、請求期間③について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。